



議案第二十二号

三朝町文化財保護条例の制定について

次のとおり三朝町文化財保護条例を制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十八年三月十二日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十八年三月十九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町文化財保護条例

第一章 総 則

(目的)

第一条 この条例は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）及び鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年鳥取県条例第五十号）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で町の区域内に存するもののうち、町にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて町民の文化的向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例で「文化財」とは、法第二条第一項各号に掲げる有形文化財、無形文化財、民俗資料及び記念物をいう。

（文化財保護調査委員会）

第三条 三朝町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に文化財保護調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

2 調査委員会は、文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、又は教育委員会に意見を具申し及びこのために必要な調査を行なり。

3 調査委員会の委員の定数は、六人以内とし、その任期は、三年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 調査委員会の委員は、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

第二章 町指定有形文化財

（指定）

第四条 教育委員会は、所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得て、有形文化財のうち町にとつて重要なものを三朝町指定保護文化財（以下「町指定保護文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定は、その旨を告示するとともに当該町指定保護文化財の所有

者等に通知してする。

- 3 第一項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該町指定保護文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第五条 町指定保護文化財が町指定保護文化財としての価値を失つたときその他特殊の理由が生じたときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 町指定保護文化財について国の重要文化財の指定があつたとき、又は県指定保護文化財の指定があつたときは、当該町指定文化財の指定は解除されたものとみなす。
- 3 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該町指定保護文化財の所有者等に通知しなければならない。

- 4 町指定保護文化財の指定の解除の通知を受けたときは、所有者は指定書をすみやかに教育委員会に返付しなければならない。

(管理の方法の指示)

第六条 教育委員会は、町指定保護文化財の管理に関し、その所有者に対し必要な指

示をすることができる。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第七条 町指定保護文化財の管理及び修理は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、その所有者が行なうものとする。

2 町指定保護文化財の所有者は、特別の事情があるときは、もつばら自己に代り、当該町指定保護文化財の管理の責任に任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、その旨を教育委員会に届け出なければならぬ。

管理責任者を解任した場合も同様とする。

(所有者の変更等)

第八条 町指定保護文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、指定書を添えてすみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 町指定保護文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を

変更したときは、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（滅失又はき損等）

第九条 町指定保護文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは、き損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者のある場合は、その者）は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（所在の変更）

第十条 町指定保護文化財の所在の場所を変更しようとするときは、一時的な所在の場所の変更の場合を除き所有者（管理責任のある場合は、その者）は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（管理又は修理の補助）

第十一条 町指定保護文化財の管理又は修理につき経費の一部に充てさせるため、町は当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

(管理、修理又は復旧に関する勧告)

第十二条 町指定保護文化財の管理が適当でないため当該町指定保護文化財が滅失しき損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置、その他管理に関し必要な勧告をすることができる。

(現状の変更の制限)

第十三条 町指定保護文化財の現状を変更しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、教育委員会規則の定める範囲の維持の措置をする場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として現状の変更に関し必要な指示をすることができる。

3 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、教育委員会は、許可にかかる現状変更の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(修理の届出等)

第十四条 町指定保護文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第十二条第一項の規定による補助金の交付、第十三条第一項の規定による勧告又は前条第一項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 教育委員会は前項の届け出にかかる修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(公開)

第十五条 教育委員会は、町指定保護文化財の所有者に対し一定期間を限って教育委員会の行なり公開の用に供するため、当該町指定保護文化財を出品することを勧告することができる。

2 教育委員会は、町が修理等につき、補助金を交付した町指定保護文化財の所有者に対し、教育委員会が行なり公開の用に供するため当該町指定保護文化財を出品することを命ずることができる。

3 前二項の規定による出品のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は、

一部を町の負担とする。

(調査)

第十六条 教育委員会は必要があると認めるときは、町指定保護文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該町指定文化財の現状又は修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第十七条 町指定保護文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該町指定保護文化財に関し、この条例に基づいてする教育委員会の勧告又は命令指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

第三章 町指定無形文化財

(指定)

第十八条 教育委員会は、所有者の同意を得て、無形文化財のうち町にとって重要なものを三朝町指定無形文化財（以下「町指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たつては、当該町指定無形文化財の保持者を認定しなければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を告示するとともに当該町指定無形文化財の保持者として認定しようとする者に通知してする。

(解除)

第十九条 町指定無形文化財が町指定無形文化財としての価値を失つたときその他特殊の理由が生じたときは、その指定を解除することができる。

2 町指定無形文化財について国の重要無形文化財の指定があつたとき、又は県指定無形文化財の指定があつたときは、町指定無形文化財の指定は解除されたものとみなす。

3 第一項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を告示するとともに、当該町指定無形文化財の保持者に通知してする。

4 保持者が死亡したときは、保持者の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したときは、町指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合に

は、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

（保持者の氏名の変更等）

第二十条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他の理由が生じたときは、保持者又は相続人は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（保存）

第二十一条 教育委員会は、町指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、町指定無形文化財について、自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を行ない、又は保持者その他保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

（公開）

第二十二条 教育委員会は、町指定無形文化財の保持者に対し町指定無形文化財の公開を勧告することができる。

（保存に関する助言又は勧告）

第二十三条 教育委員会は、町指定無形文化財の保持者その他保存に当たることを適

当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第四章 町指定民俗資料

(指定)

第二十四条 教育委員会は、所持者等の同意を得て、有形の民俗資料のうち町にとって重要なものを三朝町指定民俗資料（以下「町指定民俗資料」という。）に指定することができる。

(解除)

第二十五条 町指定民俗資料が町指定民俗資料としての価値を失つたとき、その他特殊の理由が生じたときは、その指定を解除することができる。

2 町指定民俗資料について国の重要民俗資料の指定があつたとき、又は県指定民俗資料の指定があつたときは、町指定民俗資料の指定は解除されたものとみなす。

(現状の変更)

第二十六条 町指定民俗資料の現状を変更しようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 町指定民俗資料の保護上必要があるときは、教育委員会は、前項の届け出にかかる現状変更に関し必要な指示をすることができる。

(記録の作成等)

第二十七条 教育委員会は、無形の民俗資料のうち特に必要があるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、若しくは公開し、又は適当な者に対し、当該民俗資料の公開若しくは、その記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を、予算の範囲内で補助することができる。

第五章 町指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第二十八条 教育委員会は、所有者等の同意を得て、記念物のうち町にとって重要なものを三朝町指定史跡三朝町指定名勝又は三朝町指定天然記念物(以下「町指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

(解除)

第二十九条 町指定史跡名勝天然記念物としての価値を失つたときその他特殊の事由が生

じたときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 町指定史跡名勝天然記念物について国の史跡名勝天然記念物の指定があつたとき、又は、県の指定史跡名勝天然記念物の指定があつたときは、町指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとみなす。

(土地の所有等の異動の届出)

第三十条 町指定史跡名勝天然記念物の指定の地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、所有者は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状の変更等の制限)

第三十一条 町指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については教育委員会規則の定める範囲の維持の措置をする場合又は保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

第六章 補 則

第三十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。